

出雲市監査委員告示 第 2 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査（市民文化部）を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告書を別紙のとおり公表します。

平成28年（2016）2月3日

出雲市監査委員 周 藤 滋

出雲市監査委員 吾 郷 紘 一

出雲市監査委員 多 々 納 剛 人

監 査 第 1 1 4 号
平成 2 8 年 (2016) 2 月 3 日

出 雲 市 議 会 議 長 様
出 雲 市 長 様

出雲市監査委員 周 藤 滋
出雲市監査委員 吾 郷 紘 一
出雲市監査委員 多 々 納 剛 人

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査（市民文化部）を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

市民文化部

市民活動支援課（青少年育成室含む）、出雲中央図書館、文化スポーツ課、
文化財課 以上4課

第2 監査の範囲

平成26年度(2014)予算の執行状況及び事業の実施状況に基づき、財務に関する事務の執行について重点的に監査を行った。

第3 監査の実施期間

平成27年(2015)11月6日から平成27年(2015)12月22日まで

第4 監査の方法

今回の監査は、監査対象の各課から、あらかじめ監査資料等の提出を求め、財務に関する事務の執行の観点からこれらを重点的に審査するとともに、関係職員に対する事情聴取等の方法により実施した。

第5 監査の結果（総括）

提出された監査関係資料、予算執行起案書及び契約書その他の関係書類について監査したところ、経理事務を中心とした事務処理についてはおおむね良好であったが、一部において改善、検討を要する処理が見受けられた。

具体的な各課の改善、検討を要する事項は、次のとおりである。

【市民活動支援課（青少年育成室含む）】

施設の使用実態と法令等との整合性

くすのき広場は、都市建設部都市計画課所管の都市公園であり、くすのき広場管理棟及び多目的室等は、出雲市都市公園条例第10条に定める「有料公園施設」であるが、市民活動支援課が、男女共同参画社会の実現を推進するための拠点施設「出雲市男女共同参画センター（くすのきプラザ）」としても使用している。

そのため、施設の管理運営に係る収入支出科目も「都市計画費」ではなく「総務費」とされている。

今後も、当該施設を男女共同参画推進のための公共施設としても運営するのであれば、都市公園法及び出雲市都市公園条例との整合性を検討し、必要な措置を講じられたい。

【出雲中央図書館】

1 除籍・廃棄図書資料対策及び貸出制限冊数

市の備品である図書資料が、貸出手続きを経ずに持ち出されて不明となることや、長期間未返却状態となることにより、除籍や廃棄扱いとなる事例が増加している。

これまでも、このような持ち出し行為の防止や長期未返却者への対策は講じられてはいるが、マナー向上対策や蔵書点検回数等を検討し、図書資料の適正管理に努められたい。

また、貸出制限冊数は、20冊/人/2週間となっているが、多数の本の貸出しが、他の利用者の不利益とならないかなどの点を含め、利用実態に基づいた適正な貸出制限冊数を検討されたい。

2 全庁的な清掃業務委託料の算定要領等の策定

各図書館の清掃業務委託における積算単価・項目・回数等に関する統一された基準（要領）がなく、また、図書館以外の市の施設の清掃業務との比較においても、積算方法等に異なる点が見受けられた。

「清掃業務委託」は、市の所管する多くの施設で行われている業務であることから、施設や所管する担当課ごとに積算単価や設計に対する考え方が異なるのは好ましくない。

建築保全業務積算要領（国土交通省）や清掃業務委託料算定要領（島根県）などを参考とし、全庁的な清掃業務委託料に関する算定要領等を策定されたい。

3 長期継続契約による競争入札の実施

図書館の警備委託業務においては、業者を変更する際に既存機器の撤去費が発生することを理由に、機械警備導入時の業者と長期にわたりいわゆる「1者特命随意契約」を締結されているが、警備委託業務は、本来競争入札が可能な業務であり、この理由が、随意契約の理由として妥当かどうか疑問である。

長期継続契約とすることにより、警備用機器の設置及び撤去に係る経費の回収を可能とし、競争入札を行うよう検討されたい。

また、同じ理由により長期にわたり随意契約を締結している施設が、図書館に限らず他に多く存在すると思われるので、この契約に関する市全体としての統一的な基準を検討されたい。

【文化スポーツ課】

1 受託者に行わせた行政処分と適正でない公金収納

市が直営で管理する斐川文化会館及び上塩冶スポーツセンターについて、施設の利用承認や許可といった行政処分に相当する行為が、権限のない施設管理業務受託者により行われていた。したがって、申請に基づく承認又は許可を行う際の決裁行為も行われないうまま、受託者が利用承認書や使用許可書を施設使用者に交付し、併せて市長

名の納入通知書を発行していた。

また、使用料の調定行為についても、「文化スポーツ課で納付を確認してから起票していた。」とのことであるが、調定行為とは「その発生した権利内容を具体的に調査し、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を内部的に決定する行為であり、その性質上納入の通知の行為の前に行われる。」ことから、納入の行為の前に行うこととされたい。この調定行為を適正に行うことは、収入未済額の的確な把握につながることも申し添える。

なお、提出された平成 26 年度の斐川文化会館の使用料等に係る調定の決裁行為が行われていないものが多数あった。この点についても今後事務改善を図られたい。

2 補助事業等における繰越金に関する規則

(1) 補助事業

市から補助金を交付している斐川文化会館運営事業及び出雲芸術アカデミー運営事業の平成 26 年度決算書を確認したところ、前年度からの繰越金が計上されていた。

補助事業における繰越金については、平成 23 年度包括外部監査報告のなかで、「繰越金は毎年度精算すべきであり、もし例外的に繰越を認めるのであれば、補助金等交付規則に例外を認める旨の根拠条項、さらには、例外を認める手続を定める条項を置く必要がある。」旨意見が付されたところである。

この度の定期監査対象以外の部局においても、依然として精算がされていない繰越金が存在しているようであり、市においては、早急に繰越金に関する規則を定めるべきである。

(2) 団体に対する負担金

吉岡隆徳記念出雲陸上競技大会及び出雲カップU-18サッカー大会では、主催するそれぞれの実行委員会に市も加入し、事業が開催されていた。市は、実行委員会の事業計画に基づき、前年度からの繰越金を考慮したうえで、必要経費を積算して負担金を決定してきたとのことである。しかし、市が負担すべき対象経費を定めた規定はなく、また、算定において繰越金が考慮されているようには見受けられなかった。

負担金には法令上定まって支出しなければならない経費のほか、任意に構成している各種団体に対する経費を支出する場合があるが、いずれにしても、本来は対象経費及び負担割合を明確にし、事業費が確定した段階で精算すべきである。また、現に存在する繰越金については、補助金と同様に取扱いを定めた規定を持つことも必要である。

なお、負担金は公金であることから、飲食費は事業収入等の財源を充てる等、実行委員会の予算が適正かつ効率的に使用されるよう、検証が必要であることを申し添える。

3 補助率の明確化

出雲市芸術文化活動団体支援補助金交付要綱は、第3条第2項で「補助金の額は、対象経費の2分の1以内」と規定されていたが、平成26年4月1日の改正により、第3項が追加され、「前項の規定にかかわらず市長が必要と認めるときは、補助対象事業の事情を勘案し、市長が定める額を交付することができる。」とされた。

この第3項は、地域の文化振興に支障を来さないよう、自主財源の乏しい文化協会に限り適用しているとのことであるが、明文化されていないためどのような場合に適用されるか読み取ることができない。

補助金の交付申請にあたって疑義が生ずることがないように、要綱中に文化協会に限定することや交付の基準などを具体的に規定することを検討されたい。

4 契約に基づかない書籍の販売

出雲市民文庫の販売に際しては、市は販売書店等に書籍を売渡した時点で代金を収入し、代金の収入後に手数料を支払うという契約が締結されているが、店頭で書籍が販売された後に代金を収入していた事例があった。

契約に基づく販売行為を行う事は当然であるが、この販売契約が実態に即していなければ、販売委託による契約方法も検討されたい。

【文化財課】

該当する積算単価がない場合の設計積算書の作成方法

出土鉄製品の保存処理業務においては、出土品ごとに状態や処理方法が異なることから、設計単価表等に該当する積算単価がない。そのためこの業務が可能な2社から見積書を徴し、総額が安価な業者の見積書を設計積算書として使用して入札が行われていた。

設計におけるすべての単価を見積りに頼らざるを得ない特殊な業務の場合、その単価決定や設計積算書の作成方法等について定めたものはないが、対象業務の性質上、今後もこのような事例が想定されることから、単価の決定方法や設計積算書の作成方法等について、事例ごとに対応が異なることがないようにされたい。